

令和元年10月分から

3歳児から5歳児クラスまでの子どもの保育料が無償化となりました。

※3歳未満児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもについても無償化となります。

令和8年度 村上市利用者負担額(保育料)基準額表

3歳未満児クラス

令和8年4月1日現在(単位:円)

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)		3歳未満児クラス	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯、里親		0	0
B	非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0
		それ以外	0	0
C1	所得割非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	3,500	3,400
		それ以外	8,000	7,800
C2	12,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,000	3,900
		それ以外	9,000	8,800
C3	12,600 円以上 24,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,500	4,400
		それ以外	10,000	9,800
C4	24,600 円以上 36,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,000	4,900
		それ以外	11,000	10,800
C5	36,600 円以上 48,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,500	5,350
		それ以外	12,000	11,700
D1	市町村民税所得割課税世帯 48,600 円以上 61,000 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	7,000	6,850
		それ以外	14,000	13,700
D2	61,000 円以上 73,000 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,000	7,850
		それ以外	16,000	15,700
D3	73,000 円以上 77,101 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	9,000	9,000
		それ以外	19,000	18,600
D4	77,101 円以上 85,000 円未満		19,000	18,600
D5	85,000 円以上 97,000 円未満		22,000	21,600
D6	97,000 円以上 121,000 円未満		27,000	26,500
D7	121,000 円以上 145,000 円未満		31,000	30,400
D8	145,000 円以上 169,000 円未満		35,000	34,400
D9	169,000 円以上 213,000 円未満		38,000	37,300
D10	213,000 円以上 257,000 円未満		42,000	41,200
D11	257,000 円以上 301,000 円未満		45,000	44,200
D12	301,000 円以上 397,000 円未満		48,000	47,100
	397,000 円以上		51,000	50,100

◆令和8年度の副食費の算定について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。
基準となる市町村民税額は、寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

◆村上市における令和8年度の給食費無償化の取組について◆

長引く物価高騰により、保育園や幼稚園に通う児童の保護者への支援として、給食費を補助することといたしました。

【3歳未満児クラスの児童について】

令和8年4月から令和9年3月分(12か月)に支払った保育料のうち、給食費相当額分を給付します。

※給付については、令和9年3月31日までに利用施設に納めた分が対象になります。

※対象の方には申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、利用施設へ提出してください。

保育料の軽減制度について(0・1・2歳児)

◎生計を一にする養育している子どもが複数いる場合、3歳未満児クラスの保育料については、以下のとおり多子軽減制度が適用されます。

(1) ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯等の場合

・所得割額の合計額が77,101円未満の場合は、生計を一にする子の第2子以降は無料となります。

(2) (1)以外の世帯の場合

・所得割額の合計額が57,700円未満の場合は、生計を一にする子の第2子が半額、第3子以降は無料となります。

・所得割額の合計額が57,700円以上の場合は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数え、2人目が半額、3人目以降は無料となります。

(3) 村上市の多子軽減制度

・生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯については、年齢制限を設けずに、第2子が半額、第3子以降は無料となります。

その他注意事項について

・保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設(公立保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)をご利用の方が対象となります。

副食費について

3歳児以上児クラス

◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児クラスのお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われるお子さんについては**4,500円を負担していただきます**。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。

※3歳未満児クラスのお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。

◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【3歳以上児クラス】

父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		◎	◎	◎
非課税世帯				
所得割非課税世帯				
所得割課税世帯	12,600円未満			
	12,600円以上24,600円未満			
	24,600円以上36,600円未満			
	36,600円以上48,600円未満			
	48,600円以上57,700円未満			
	48,600円以上77,101円未満の要保護世帯			
	57,700円以上	×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

◆令和8年度の副食費の算定について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。基準となる市町村民税額は、寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により決定します。

◆村上市における令和8年度の給食費無償化の取組について◆

長引く物価高騰により、保育園や幼稚園に通う児童の保護者への支援として、給食費を補助することといたしました。

【3歳以上児クラスの児童について】

- ・公立保育園に通う3歳以上児：令和8年4月から令和9年3月分の給食費を無償化します。(納付の必要はありません)
- ・私立の保育施設に通う3歳以上児：令和8年4月から令和9年3月分の給食費を市から施設へ支払い、無償化します。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度					市の軽減制度 (生計を一にする養育する 子が3人以上)
	保育認定【3歳以上児クラス】					
	要保護世帯等(※1)			左以外の場合		区分なし
市町村民税 の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税 または所得割の合 計額が48,600円 未満の場合	所得割の合計額 が48,600円以上 77,101円未満の 場合	所得割の合計額 が57,700円未満 の場合	所得割の合計額が 57,700円以上 の場合	
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校就学前					対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。

副食費について

1号認定

◎保育料の無償化にあたり、副食費(おかず、おやつ等)については、保護者の負担が増えないよう以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【1号認定】

父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)		第1子	第2子	第3子
生活保護世帯		◎	◎	◎
非課税世帯				
所得割非課税世帯				
所得割課税世帯	77,100円 以下			
	77,101円 以上	×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

◆令和8年度の副食費の算定について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は、寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により決定します。

◆村上市における令和8年度の給食費無償化の取組について◆

長引く物価高騰により、保育園や幼稚園に通う児童の保護者への支援として、給食費を補助することといたしました。

【1号認定の児童について】

令和8年4月から令和9年3月分の給食費を市から施設へ支払い、無償化します。(納付の必要はありません)

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	教育標準時間認定【1号認定】				
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,101円以上の場合	対象
小学校4年生以上	対象	対象	対象	カウントの対象外	
小学校3年生以下				対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の市町村民税の状況(父母以外の保護者(祖父母等)が家計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、父母以外の保護者(家計の主宰者)の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。)